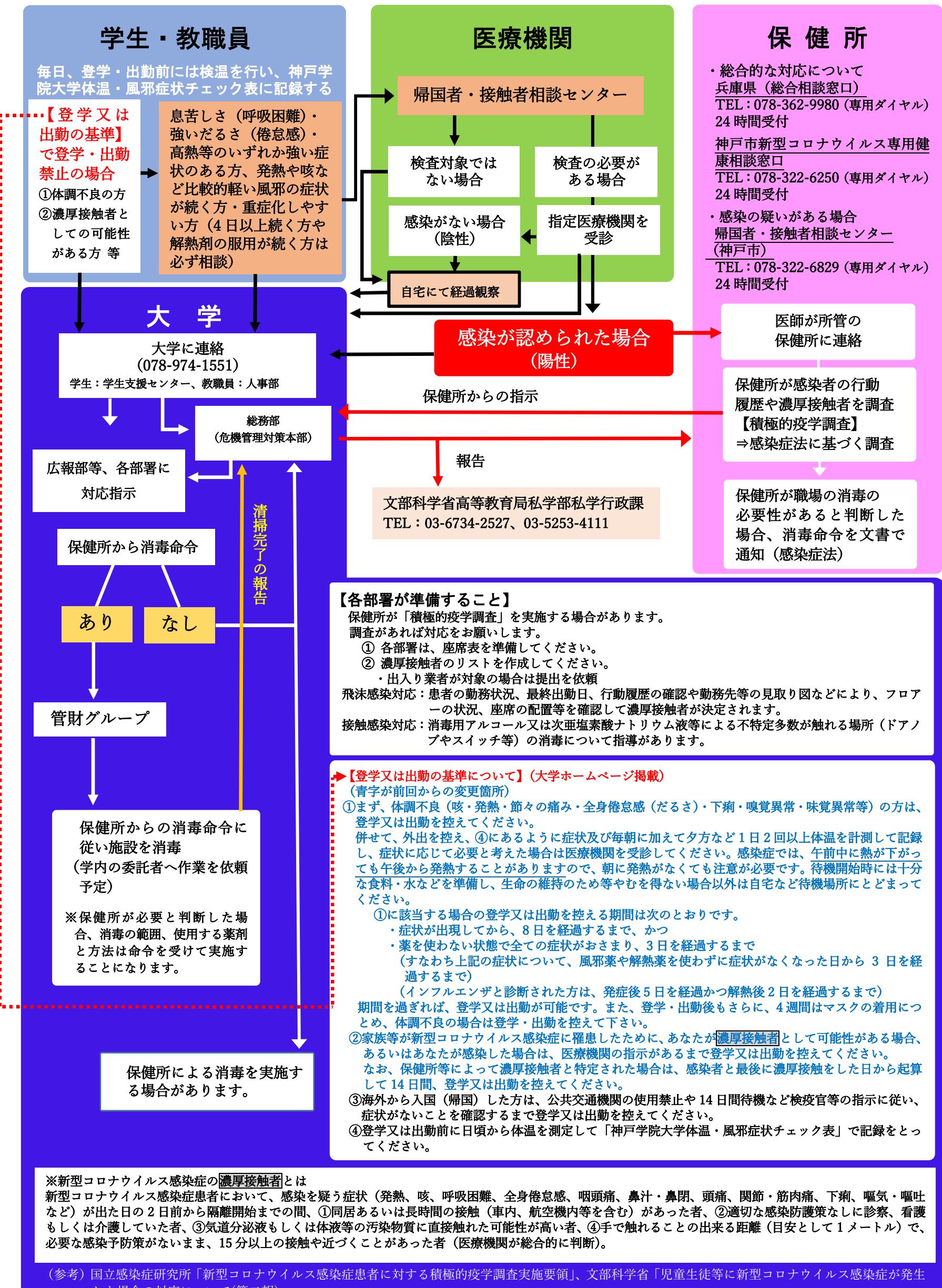


新型コロナウイルス感染症の感染確認及びその後の対応フローについて（危機管理対策本部）



- ①集団感染しやすい3つの条件（換気の悪い密閉空間、人の密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場所を避けるため、人の密集ができる限り避け、換気の徹底、近距離での会話や発声等の際にはマスクの使用等を行ってください。なお、マスク入手できない方は、文部科学省が公開している「マスクの作り方の動画」等を参考にして、マスクを作成し使用するようお願いします。
- ・1時間に2回程度、定期的な換気（窓・ドアの開放）を行ってください。
 - ・通学・通勤電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するようお願いします。
 - ・できる限り人と人の距離を保持し、来客を含む対面での接触となるべく避けてください。
 - ・対面の会議や会話等（授業を含む）の際は、大声での会話や可能な限り真正面を避け、人と人の距離ができる限り2mを目安に（最小1m）を確保するようにして、できる限り簡潔に終えるようにしてください。
 - ・会食にあたっては、飛沫感染を防止するため、例えば、座席の間隔を十分に空け、机を向かい合わせにしないことや会話を控えるなどの工夫をお願いします。
- ②手洗い、咳エチケット等に関する以下の基本的な対策を日頃から行ってください。
- ・バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠などで抵抗力を高めていくことに心がけてください。
 - ・常に「30秒程度の手洗い」と「うがい」を習慣づけてください。また、帰宅後は手や顔を洗い、できるだけすぐに着替え、シャワー等を浴びるようにしてください。
 - ・咳やくしゃみが出る時で万が一マスクがない場合はティッシュやハンカチなどで口と鼻を覆って、他人から顔をそらし、2メートル程度はなれるようにしてください。
 - ・咳やくしゃみの際、手で口を覆った場合は、すぐに手洗いをしてください。
 - ・鼻水や唾液などが付いたティッシュなどはビニール袋に入れて密閉して縛り、すぐにゴミ箱に捨てて、その後できる限り手洗いをしてください。
- ③学内の業務委託者の定期清掃では、教室等においては、机、ドアノブ、スイッチ、椅子（背もたれ）等人がよく触れるところ、共用部分および共用施設（トイレ）等においては、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、エレベータの押しボタン、トイレの蛇口および流水レバー、便座等人がよく触れるところを学内の業務委託者の定期清掃で拭き取ります。対面で授業を行う際には、教員・学生に授業後に消毒の協力をお願いする場合があります。その場合は、別途お知らせいたします。
- ④学内の業務委託者の定期清掃の対象とならないエリア（事務室・研究室・部室等）は、各自で人がよく触れる部分など可能な範囲で拭き取り・消毒を行ってください。消毒の方法は0.05%の次亜塩素酸ナトリウム液※で消毒後、水拭きをしてください。
※500mlの水にペットボトルのキャップ1杯のハイターを薄めて作れます。使用の際は酸性洗剤と混ぜないでください。手袋をしてください。金属は必ず水拭きしてください。布に噴霧して使用する場合は吸い込まないでください。（ハイター等必要な物品があれば総務グループにお問い合わせください。）

本学の教職員、学生に感染者が生じた場合の措置について

- ・以下のいずれかに該当する場合は、すみやかに帰国者・接触者相談センターにご相談ください。
- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者（65歳以上）、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）など）がある方や透析を受けている方、免疫抑制薬や抗がん薬などを用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱薬などを飲み続けなければならない方も同様です。)
- ・感染者に対する不利益な取扱いや差別等の人権侵害は禁止します。
- ・新型コロナウィルス感染症と診断された場合、登学・出勤は禁止となります。
 - ・学生は学生支援センター、教職員は人事部へ必ず連絡してください。療養後、大学に連絡し、「治癒した」旨の診断書を主治医に依頼し提出してください（郵送可）。
 - ・学生は、療養後さらに1週間を自宅待機としてください。
 - ・教職員は、在宅勤務が可能な場合は、療養後さらに1週間を在宅勤務として下さい。以上を確認の上、登学・出勤が可能となります。
- ・治癒後にも、再発例が報告されています。療養後4週間はマスクの着用や毎朝の検温等体調管理につとめ、体調不良の場合は登校・出勤を控えて下さい。
- ・消毒作業は保健所の指導に基づいて、実施されます。（作業開始まで日数を要する場合があります。）また保健所の指示に従い、感染防止に努めてください。
- ・消毒を行う箇所について
陽性者等が使用した部屋のパソコン、タブレット、電話、FAX、コピー機などの電子機器、椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁など接触したと考えられる箇所。さらに、食堂の椅子やテーブル、会議室の椅子やテーブル、ロッカールームのドアノブや照明スイッチ、階段の手すり、トイレの便座など陽性者等が接触したと考えられる箇所
- ・使用する消毒液及び使用方法
陽性者等の高頻度接触部位は、消毒用アルコール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウム液による清拭で物品等を消毒します。また、陽性者由来の液体（痰、血液、排泄物など）が付着した箇所の消毒については、消毒用アルコールや0.05～0.5%次亜塩素酸ナトリウム液で清拭又は30分間浸漬します。
- ・消毒時に使用する保護具
清掃、消毒を行う際は、手袋、マスク、ゴーグル等の眼を防護するものなどの保護具を着用します。
清拭には使い捨てのペーパータオル、手袋は頑丈で水を通さない材質のものを使用します。
- ・消毒の実施後は、手袋を外した後に流水・石鹼による手洗い、手指消毒用アルコール等による手指の衛生を必ず実施します。